

小千谷市広報おぢや広告掲載取扱要綱

(平成20年2月4日告示第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発行する広報おぢや（以下「広報」という。）における広告の掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 広報に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報の公共性、公益性及び品性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 特定の意見の主張又は特定の個人若しくは団体等の意見広告に関するもの
- (6) 青少年の健全育成又は消費者保護の観点から不相当と認められるもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載することができる広告の内容その他の基準は、市長が別に定める。

(広告の掲載位置及び規格)

第3条 広告の掲載位置は、最終ページまたはお知らせページ内の市長が指定した位置とする。

2 広告の規格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1種広告 縦45.5ミリメートル×横82ミリメートル
- (2) 2種広告 縦45.5ミリメートル×横167ミリメートルまたは縦94ミリメートル×横82ミリメートル
- (3) 3種広告 縦94ミリメートル×横167ミリメートル

(広告の掲載枠数)

第4条 広告枠の数は、必要に応じて市長が定める。

(広告掲載料)

第5条 1回当たりの広告掲載料は、別表1のとおりとする。

2 同一年度内において、一度の掲載申込が6回分以上となるときは、掲載料の合計から次の各号のとおり割り引くこととする。この場合において、2種広告は2回分、3種広告は4回分と数えるものとする。

(1) 6回分以上11回分以下 10%

(2) 12回分以上23回分以下 15%

(3) 24回分以上 20%

(広告の掲載の募集)

第6条 市長は、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集する場合は、広報への募集記事の掲載その他の方法により公募するものとする。

(広告の掲載の申込み)

第7条 申込者は、広報おぢや広告掲載申込書（様式第1号）を、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 申込者は、広報1回につき2件以上の広告の掲載を申し込むことができない。

3 本市の市税を滞納しているもの及び暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由がある者は、掲載を申し込むことができない。

(広告の掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 申込期間を設けた場合において、市長は、前条の規定により申込みのあった広告の件数が、第4条の規定により市長が定める広告枠の数を超えたときは、次の各号に定める順位により掲載する広告を決定するものとする。この場合において、順位が同じ広告が複数あるときは、広告の規格の大きいものを優先し、大きさが同じ場合は、掲載を希望する回数が多いものを優先するものとする。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利団体の申込みによるもの

(2) 第2順位 民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業の申込みによる広告であって、その内容が公共性が高いと認められるもの

(3) 第3順位 市内に事業所を有する民間企業又は自営業者の申込みによるもの

(4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

3 前項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、市長が行う抽選により決定する。

4 申込期間を設けない場合における広告掲載の順位は、原則として、申込みを受け付けた順とする。

5 市長は、第1項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、広報おぢや広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第9条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第5条に規定する広告掲載料を、市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、天災その他広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったと市長が認めた場合は、その掲載できなかった回数に応じ、広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定による広告主の申出により広告の掲載を中止した場合であって、同一年度内に広告を掲載しなかった回数が3回以上あるときは、その掲載しなかった回数から2回を減じた回数に応じ、広告掲載料を還付するものとする。

3 前2項の規定により広告掲載料を還付する場合は、利子を付さない。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿（電子媒体に保存されたデータ等であって、二次的な処理を行うことなく印刷することができるものをいう。以下同じ。）を作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 提出された広告原稿は、提出者に返却しない。ただし、次条第1項の規定により広告の内容の変更を求める場合その他市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（広告の内容の変更）

第12条 市長は、広告の内容がこの要綱の規定に違反し、又は適当でないとする

場合は、広告主に対し、広告の内容の変更を求めることができる。

2 広告主は、広報の発行の都度、広告の内容を変更することができる。

3 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、その広告が掲載される広報の発行日の20日前までに、広報おぢや掲載広告変更申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（掲載決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料が納付されないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。

(3) 前条第1項の規定による市長の求めに広告主が応じないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（広告の掲載の中止）

第14条 広告主は、広告の掲載を中止しようとする場合は、掲載を中止しようとする広報の発行日の1月前までに、広報おぢや広告掲載中止申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申出書の提出があった場合は、その広告を掲載しないものとする。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、その広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、その広告に関して第三者から損害賠償その他の請求が本市に対してなされた場合は、広告主の責任と負担においてこれを解決しなければならない。

3 広告主は、第8条の規定により決定を受けた広報への広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に決定された広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に決定された広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に決定された広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に決定された広告の掲載については、なお従前の例による。

3 この要綱施行の際、現に保有する広報おぢや広告掲載申込書その他の未使用の用紙は、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に決定された広告の掲載については、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

広告区分	1号当たりの掲載料
1種広告	20,000円
2種広告	40,000円
3種広告	80,000円

様式第1号（第7条関係）

広報おぢや広告掲載申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住所 _____

団体、法人等の名称 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____

広報おぢやに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。なお、小千谷市が市税の納付状況を調査することに同意します。

記

広告掲載希望号 (希望する号を記入してください。)	年 月号 月号 月号
広告の大きさ	1種広告(縦45.5mm×横82mm)・2種広告(縦45.5mm×横167mmまたは縦94mm×横82mm)・3種広告(縦94mm×横167mm)
業 種	
広告の内容	
そ の 他	

第 号
年 月 日

様

小千谷市長 印

広報おぢや広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広報おぢやの広告の掲載については、
下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

○掲載します。

掲載決定号	月号
掲載内容	別添のとおり
広告掲載料	円 年 月 日までに同封の納入通知書により納めてください。
掲載条件	1 小千谷市広報おぢや広告掲載取扱要綱の規定を遵守すること。 2 広告原稿を 月 日までに企画政策課に提出すること。

○掲載しません。

不掲載決定号	月号
理由	

広報おぢや掲載広告変更申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住所 _____

団体、法人等の名称 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____

広報おぢやに掲載する広告の内容を変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 変更内容

現 行	
変更後	

2 変更後の広告を掲載する期間

年 月号～ 年 月号

様式第4号（第14条関係）

広報おぢや広告掲載中止申出書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住所 _____

団体、法人等の名称 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____

広報おぢやに掲載している広告の掲載を中止したいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 掲載を中止する期間

年 月号～ 年 月号

2 中止する理由